

## 資料3

# 「神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築ガイドライン (仮称)」の内容について

- ◇本人同意の取得方法 (4-2-4 p.20-21)
- ◇情報閲覧制限の考え方(4-3-1~2 p.21-22)
- ◇名寄せ(4-5 p.24)

神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築検討会議 第2回会議(令和元年6月27日)  
事務局提出資料

◇本人同意の取得方法  
(ガイドライン案 4-2-4 p.20-21)

# オプトアウトによる第三者提供の制限

- 地域医療介護連携ネットワークで共有する医療情報は要配慮個人情報に該当するため、いわゆるオプトアウトによる他の地域ネットワーク参加機関への提供が禁止される。
- そのため、患者の医療情報を他の地域ネットワーク参加機関に提供ということについて、あらかじめ、本人である患者から同意を得ておく必要がある。

## 《オプトアウト》

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く(院内掲示等)とともに、個人情報保護委員会への届け出をしておけば、本人の同意を得ることなく当該個人データを第三者に提供することができること(個人情報保護法第23条第2項)

- ➡ 個人データを第三者(地域ネットワークの他の参加機関)に提供する旨をあらかじめ院内掲示しておく等の事項を満たせば、本人が第三者への提供を拒否しない限り、本人の明示の同意を得ることなく、第三者提供できるということ。
- ➡ 要配慮個人情報が適用除外となっているため、オプトアウトによる第三者提供は不可

(参考)

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

# 本人同意の対象についての考え方

- 地域ネットワークの構築により、当該地域内での医療情報・介護情報の共有、また将来的には全国保健医療情報ネットワークを通じた他の地域ネットワークの参加機関等の間での医療情報の共有ができるようになる。
- そのため、本人同意の対象は、次の2点を含む包括同意とする必要がある。
  - ① 当該地域ネットワークの参加機関の間での当該県民の医療情報・介護情報の共有（同意取得日以降に新たに参加した参加機関とも共有することについての同意を含む。）
  - ② 全国ネットワークを通じた、他の地域ネットワークの参加機関等との間での医療情報の共有

神奈川県地域医療介護連携ネットワークシステム構築検討会 行



## 「サルビアねっと」住民参加申込書

私は、「サルビアねっと」住民参加申込書に同意し、個人医療情報・介護情報（以下「医療情報・介護情報」と称す）を、神奈川県地域医療介護連携ネットワークシステム構築検討会が行う「サルビアねっと」地域医療・介護情報共有システム（以下「システム」と称す）に提供することに同意します。また、システムが提供するサービスを利用することに同意します。

申込者氏名*	性別*	生年月日*	住所*	所属機関*
〒 神奈川県 横浜市 東部地区 〇〇町 〇〇番 〇〇号	男	1980年 〇月 〇日	〒 神奈川県 横浜市 東部地区 〇〇町 〇〇番 〇〇号	〇〇診療所
申込者本人の印	（捺印）			
関係機関の代表者の印	（捺印）			

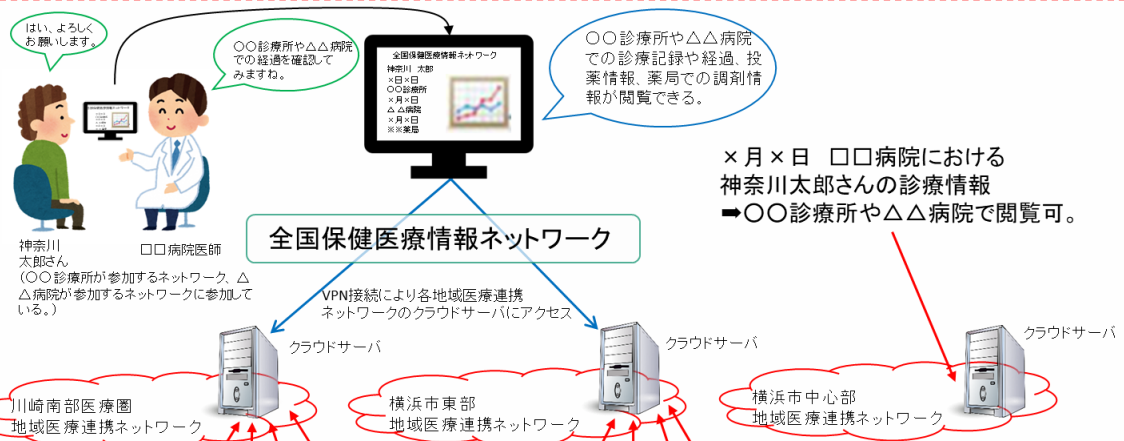
※医療情報・介護情報の提供は、本人の同意を得た上で、以下に示す範囲で実施いたします。また、本人が同意しない場合は、システムに提供されません。

同意します。\*

確認しました。

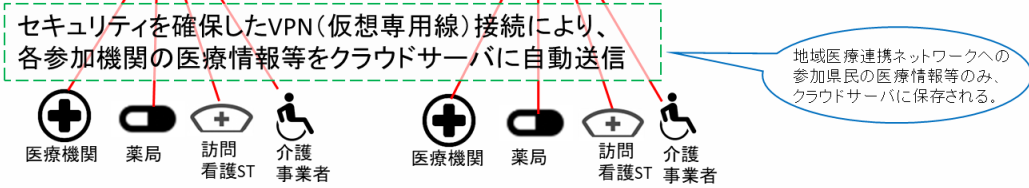
同意します。

川崎市在住の神奈川太郎さんは、横浜市中区まで通勤していますが、普段は川崎南部にあるかかりつけ医の〇〇診療所で受診し、横浜市東部地区の△△病院で手術を受けたことがあります。  
×月×日に、勤務先の横浜市中区にある□□病院を初めて受診しました。



個人情報利用目的について個人情報取扱規約をご確認の上、以下の□内に同意する場合、レ点を入れてください。

参加登録施設との共有、及び将来連携するサルビアねっと同様の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供（規約第9条(1)~(3)を確認してください。)*	<input type="checkbox"/> 同意します。*	※本サービスに参加される場合、この項目のレ点チェックは必須です。
上記参加施設に対する包括的な同意であることを確認しました。（規約第11条を確認してください。）	<input type="checkbox"/> 確認しました。	
容易に個人を識別できないよう加工し、医療政策をはじめとした行政政策の検討への活用（規約第9条(4)、同第14条2を確認してください。）	<input type="checkbox"/> 同意します。	



# サルビアねっどにおける本人同意の取得方法

○サルビアねっどでは、次の3点について、「住民参加申込書」により同意を取得している。

- ①参加登録施設との共有、及び**将来連携するサルビアねっどと同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供** についての「同意」
- ②上記参加施設に対する**包括的な同意**であることについての「確認」
- ③容易に個人を識別できないよう加工し、医療政策をはじめとした行政政策の検討への活用についての「同意」

## 《包括同意の考え方》

○ 県民が当該地域ネットワークへの参加申込時において、次の2点の同意を得ること

- ①当該地域ネットワーク**参加機関**(**同意日以降に新たに参加する機関を含む**)間における当該県民の医療情報・介護情報の共有
- ②全国ネットワークを通じた、他の地域ネットワーク参加機関等との間における当該県民の医療情報の共有

## 《横浜市ガイドライン》 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/ICT/guideline.html>

- ネットワーク間で情報共有することや、情報を政策等に活用することに対して、共有の内容で患者が同意していることが必要です。(3章4)
- 相互連携、あるいは参加利用施設が増加するたびに、新たに患者同意を取得しなおす手間は医療機関にも患者(市民)にも相当の負担となるため、以下の内容を必ず、初回に患者同意を求める際に説明し、包括同意として取得することとします。(4章5)
  - ①医療・介護・健康分野に関する他の連携ネットワークが新たに接続されること
  - ②参加施設は増減すること

# 個人情報保護への配慮と適切な取扱いの担保

- 現実の運用の効率性の確保から包括同意とする反面、**個人情報保護への配慮と適切な取扱いを担保**する必要がある。
- **職種別・参加機関別の情報閲覧制限、未受診医療機関等からの閲覧の禁止**(初診・救急時等は例外)などを講じることで、適切な個人情報の取扱いを担保する必要がある。

## 《個人情報への配慮に係るガイドラインの規定》

- 参加機関別・職種別の情報閲覧制限・更新権限の設定【必要事項】
- 未受診医療機関(※)からの情報閲覧制限の設定【必要事項】
  - ※未受診医療機関の定義・・・県民が過去5年間に医療サービス及び介護サービスの提供を受けたことがない医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係機関
- 不適切な閲覧の発生の検知と事後的な指導監督【必要事項】
- 適切に医療情報の共有を図っていることについての院内掲示等【留意事項】
- 刑事責任、民事責任の注意喚起【留意事項】



## ◇情報閲覧制限の考え方(4-3-1~2 p.21-22)

# 参加施設別・職種別の情報閲覧制限

- 医療情報・介護情報には、職種によって閲覧する必要がないものがあるため、参加施設別かつ職種別に、情報閲覧・更新できる範囲を設定する必要がある。
- 具体的に、その地域でどのように情報閲覧制限を設定するかは、地域の実情を反映する必要のあることから、その地域協議会で協議し、決定していただくことを想定。

(表) 職種別情報閲覧制限の一例

No	職種	患者補足情報		医療基本情報			医療詳細情報							医療情報関連		医療/介護情報		介護情報	連携パス	コミュニケーション	紹介状	予約
		アレルギー	禁忌薬	病名	処方	退院時サマリー	心電図	主訴	検査	注射	処置	手術	副作用	感染症	画像	診療録	ADL					
1	医科・歯科医師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	薬剤師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	技師(診療放射線・臨床検査)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	看護師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	保健師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	助産師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	医療クラーク	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	OT・ST・PT・ORT	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9	歯科技工士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10	管理栄養士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11	福祉士(社会福祉士・PSW)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	介護福祉士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
13	救急救命士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
14	精神保健福祉士(メディカルソーシャルワーカー)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
15	臨床工学士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
16	医療事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
17	あん摩マッサージ指圧師/はり師/きゅう師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
18	歯科衛生士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
19	義肢装具士	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
20	柔道整復師	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
21	介護支援専門員(ケアマネージャー)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
22	介護ヘルパー	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
23	生活相談員	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
24	事務員	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

【凡例】 ■ : 閲覧・編集等できる情報項目の箇所  
■ : 閲覧・編集等できない情報項目の箇所  
■ : 閲覧・編集等できる情報項目として調整可能  
■ : 業務上利用しない機能(閲覧・編集等できない情報項目で設定)



# 未受診医療機関等からの情報閲覧制限

- 未受診医療機関等からは、原則として閲覧できない仕組みとする必要がある。ただし、初診時及び救急時は、これを解除する仕組みを設ける。
- どのように解除方法を設けるかは、地域協議会で、ベンダーと調整の上、決定する。

## 《情報閲覧制限の解除の一例》

- ①未受診医療機関等から医療情報を**技術的に閲覧できない仕組み**とした場合
  - ➡**特定のID**でログインする場合に、当該患者の医療情報の閲覧禁止を解除できるようにする仕組み
- ②未受診医療機関等から医療情報を**技術的に閲覧できない仕組みとしなかった場合**
  - ➡閲覧しようとするときに、  
「**閲覧しようとする情報は初診時又は救急時を除いて閲覧が禁止されている**」旨、及び  
「**閲覧の記録が残る**」旨の注意喚起ができる仕組み  
※サルビアねっとで、「参照宣言」と呼ぶ仕組み



◇名寄せ(4-5 p.24)

# 名寄せ

- 名寄せとは、各参加機関の各システムのサーバに分散されて保存されている同一人物に係る医療情報のデータを、当該同一人物に係るIDの付与その他の方法により、同一人物の医療情報のデータとして紐づけすること
- 現時点における名寄せ項目としては、①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤被保険者番号
- 名寄せは、上記の項目により、システム上、可能な限り自動で行うものとし、自動で名寄せできない参加者については、地域協議会で手動により行う。
  - ※ 将来的に、地域医療介護連携ネットワークにおいて、個人を一意に把握できる識別子(マイナンバー、医療等ID)が全国的に用いられるようになるまでは、ある程度の手動による名寄せはやむを得ないものと考えられる。

《横浜市ガイドライン》 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/ICT/guideline.html>

- 患者を一意に特定するためには、マイナンバーや医療等IDといった共通キーを用いることが有効ですが、現時点ではそうした共通キーは無いため、暫定的に名寄せの考え方を統一する必要があります。(3章4)

➡名寄せに用いる情報項目として、氏名、性別、生年月日、住所、被保険者記号・番号が挙げられている。